別記様式第２号（法第16条第３項関係）

公　　告

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第１６条第２項第３号の規定により，基本計画に特定区域を定めるため，同条第３項の規定により公告し，公衆の縦覧に供する。

なお，同条第４項の規定に基づき，利害関係人は，当該縦覧期間満了の日までに，当該事項について都道府県に意見書を提出することができる。

　令和５年２月１０日

徳島県

海陽町長　三浦　茂貴

記

１　定めようとする特定区域の区域

（１）区域

海陽町野江地区，海陽町高園地区

（２）地区設定の考え方

当該地区では，関係機関と連携し，町内での就農を前提とした研修「きゅうり

塾」を実施し，移住を伴ったと担い手育成により，産地の再生を図っている。

このような取り組みにより，就農者が多く定着している当該地域では，すでに

複合耐病性品種の導入の検討が行われていることから，減農薬技術などとともに

複合的な新たな技術が地域に相当程度導入されることが見込まれる。

２　当該特定区域において実施する事業活動の内容

複合耐病性品種の導入及び天敵利用による複合的技術の活用により，農薬の散布作業の省力化と使用量の低減に取り組むとともに，日照量，温度，炭酸ガス等を管理するべく，施設内環境測定機器の導入など，次世代的な栽培方法の確立を図る。

　　　これら取組を当該地域の定住人口増加，きゅうり栽培の移住就農者獲得を目指した「きゅうり塾」の取組を含む「きゅうりタウン構想」のもとで実施することにより，これら技術を習得した担い手の定住，ひいては当該地域における先端技術の普及に伴った化学農薬の使用量低減を図る。

３　縦覧期間・場所及び方法

　　　令和５年２月１０日から令和２年２月２４日まで

　　　海陽町役場　宍喰庁舎農林水産課

４　意見書の提出方法・提出先

【提出方法】

意見書の提出については，電話では受付を行いませんので，次のいずれかの方法により提出してください

メール：norinsuisan@kaiyo-town.jp

　　　ＦＡＸ：08844-76-2874

郵　送：〒７７５－０５９５

　　　　　徳島県海部郡海陽町宍喰浦字宍喰３６４番地１

　　　　　農林水産課宛

【提出先】

海陽町役場　宍喰庁舎　農林水産課